

## 岡山県低炭素建築物新築等計画認定実施要綱

平成24年12月4日制定  
平成27年6月1日改正  
平成28年4月1日改正  
平成29年4月1日改正  
令和2年4月1日改正  
令和4年3月25日改正  
令和4年9月16日改正  
令和5年3月20日改正  
令和6年3月19日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）の規定により岡山県知事（以下「知事」という。）が行う低炭素建築物新築等計画の認定等に関し、法及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「施行規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法及び施行規則に定めのあるものについては、その定めるところによる。

(申請図書)

第3条 施行規則第41条第1項の規定に基づきその他知事が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

- 一 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）の技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証（以下「適合証」という。）（様式1）
- 二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付する低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証（以下「適合証」という。）（様式1）
- 三 第4条第1号の緑地協定が定められている区域内にあっては、申請建築物が当該緑地協定（緑地の保全についての制限に限る。）に適合していることが明示された図書
- 四 第4条第2号の区域内にあっては、申請建築物が当該認定基準に適合していることが明示された図書
- 五 品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価（設計された住宅に係るものに限る。）を受けた場合にあっては、登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書（品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。）（当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が日

本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級5、等級6又は等級7であり、かつ、同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級6であることを証するものに限る。）の写し

（構造計算適合性判定の準用）

第3条の2 法第53条第1項の規定による認定の申請をする者（以下「申請者」という。）が、法第54条第2項の規定による申出（法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。）をする場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3及び第18条第4項から第11項までの規定を準用する。この場合において、同法第6条の3第8項及び第18条第11項中「当該建築主事等」とあるのは、「知事」と読み替えるものとする。

2 知事は、前項の場合において、低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、申請者から同法第6条の3第7項又は第18条第10項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、法第54条第1項の規定による認定（法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。以下「認定」という。）をすることができる。

（基本方針に係る認定基準）

第4条 法第54条第1項第2号に規定する「基本方針に照らして適切なものであること」を判断するための基準は、次のとおりとする。

一 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第45条第1項に規定する緑地協定の区域内において、申請建築物が当該緑地協定に定められた緑地の保全に関する事項に適合しない場合は、認定しない。ただし、当該区域内であっても、当該建築物の立地について想定されることが許可等により判明している場合はこの限りでない。

二 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第5項に規定する都市施設である緑地の区域内においては、認定しない。ただし、当該区域内であっても、当該建築物の立地について想定されることが許可等により判明している場合はこの限りでない。

（事前審査）

第5条 申請者は、知事に申請書を提出する前に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関に低炭素建築物新築等計画に係る技術審査を依頼し、適合証の交付を受けることができるものとする。

2 前項に定める適合証は、法第54条第1項に定める認定基準について、次の各号に定める認定基準の区分に適合することを証したものであること。

一 法第54条第1項第1号関係（エネルギーの使用の効率性）

二 法第54条第1項第2号関係（基本方針）

三 法第54条第1項第3号関係（資金計画）

（申請取下げ届）

第6条 申請者は、認定を受ける前に申請を取り下げるときは、申請取下げ届（様式2）1部を知事に提出しなければならない。

（工事取やめ届）

第7条 認定建築主は、認定を受けた低炭素建築物新築等計画の新築、増築、改築、修繕、模様替、建築物への空気調和設備その他の政令で定める建築設備（以下この項において「空気調和設備等」という。）の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修（以下「新築等」という。）を取りやめるときは、工事取やめ届（様式3）1部に認定通知書を添えて、知事に提出しなければならない。

（完了の報告等）

第8条 認定建築主は、認定を受けた計画の建築物の新築等工事が完了したときは、認定を受けた低炭素建築物新築等計画に従って新築等工事が行われた旨を建築士等が確認し、速やかに、工事完了報告書（様式4）1部に工事写真及び認定を受けた計画の建築物の新築等工事が建築基準法第6条第1項に規定する建築工事の場合には、同法第7条に規定する検査済証の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

2 法第56条の規定により、知事から報告を求められた認定建築主は、認定低炭素建築物状況報告書（様式5）1部を知事に提出しなければならない。

3 認定を受けた計画について譲渡しを行ったときは、譲渡人及び譲受人に関する報告書（様式6）1部を知事に提出しなければならない。

（認定しない旨の通知）

第9条 知事は、認定及び変更の認定の申請に係る計画の認定をしない場合は、認定しない旨の通知書（様式7）を申請者に通知する。

（改善命令）

第10条 知事は、法第57条第1項の規定による改善命令が必要であると認めるときに、改善命令書（様式8）により行うものとする。

（認定の取り消し）

第11条 知事は、法第58条第1項の規定による認定の取り消しが必要であると認めるときに、認定取消通知書（様式9）により行うものとする。

（助言及び指導）

第12条 知事は、認定建築主に対し、認定低炭素建築物の新築等に関し必要な助言及び指導を行うことができる。

（認定の証明）

第13条 認定を受けた旨の証明が必要なときは、台帳記載事項証明願（様式10）を提出し、証明を受けることができる。

（軽微な変更の証明に関する事項）

第14条 施行規則第46条の2の規定による軽微な変更に関し該当していることを証する書面の交付を受けようとする者は、軽微変更該当証明申請書（様式11）の正本及び副本を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請に添付する図書は、施行規則第45条の規定を準用する。

3 知事は、第1項の申請に対し軽微な変更に関し該当していることを証する書面を交付するときは、軽微変更該当証明書（様式12）に当該申請書の副本及び添付図書を添えて当該申請者に交付す

るものとする。

4 軽微変更該当証明書の交付を受ける前に申請を取り下げようとする者は、軽微変更該当証明申請取下げ届（様式13）1部を知事に届け出なければならない。

（台帳の整備等）

第15条 知事は、認定及び報告に係る知事が必要と認める事項を記載した台帳を整備し、かつ、保存しなければならない。

（書類の提出）

第16条 法、施行規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、申請に係る建築物の所在地（岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、総社市及び新見市を除く。）を所管する県民局長へ提出しなければならない。

（その他）

第17条 前条までの規定により難しい場合は、別途、知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は平成24年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。